

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	附帯工事原因者への費用負担命令
根 拠 法 令	都市公園法
根 拠 条 項	第14条第2項
連 絡 先	(電話 621-5295)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 (附帯工事に要する費用) 第14条 【略】 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日